

平成 21 年 5 月 28 日

大臣官房統計情報部賃金福祉統計課

課長 小玉 剛

課長補佐 辰野 伸之

(担当・内線) 安全衛生第二係 (7661)

(電話代表) 03(5253)1111

(夜間直通) 03(3595)3147

平成20年労働災害動向調査（事業所調査（事業所規模100人以上）及び総合工事業調査）結果の概況

目 次

調査の概要 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 1 頁

用語の説明 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 3 頁

利用上の注意 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 4 頁

結果の概要

1 事業所調査

(1) 調査産業計（総合工事業を除く。）における労働災害の状況 ······ 5 頁

(2) 産業別労働災害の状況 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 6 頁

(3) 事業所規模別労働災害の状況 ······ ······ ······ ······ ······ ······ 9 頁

2 総合工事業調査 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 9 頁

統計表 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 11 頁

平成20年労働災害動向調査（事業所調査（事業所規模100人以上）及び総合工事業調査）の結果は、
厚生労働省のホームページにも掲載されています。アドレス (<http://www.mhlw.go.jp>)

調査の概要

1 調査の目的

労働災害動向調査は、主要産業における労働災害の発生状況を明らかにすることを目的としている。

2 調査の種類

平成19年までは、甲調査として100人以上の常用労働者を雇用する事業所及び総合工事業の工事現場を対象として半期ごとに、乙調査として総合工事業を除く10～99人の常用労働者を雇用する事業所を対象として年1回実施していたが、平成20年からこれらの種別を改変し、事業所調査として総合工事業を除く10人以上の常用労働者を雇用する事業所を対象として年1回、総合工事業調査として総合工事業の工事現場を対象として半期ごとに実施した。

3 調査の範囲

(1) 地域

日本国全域

(2) 産業及び総合工事業の工事の種類

ア 事業所調査

日本標準産業分類（平成19年11月改定）による、農業、林業（林業に限る。）、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業（総合工事業を除く。）、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業（通信業、新聞業及び出版業に限る。）、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業（旅館、ホテルに限る。）、生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業、旅行業及びゴルフ場に限る。）、医療、福祉（病院、一般診療所、保健所、健康相談施設、児童福祉事業、老人福祉・介護事業及び障害者福祉事業に限る。）、サービス業（他に分類されないもの）（一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る。）

ただし、10～29人規模については、製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業及び生産用機械器具製造業のみとした。

イ 総合工事業調査

建設業のうち総合工事業に属し、工事の種類が河川土木工事業、水力発電施設等新設事業、鉄道又は軌道新設事業、地下鉄建設事業、橋りょう建設事業、ずい道新設事業、道路新設事業、その他の土木工事業、舗装工事業、建築工事業、その他の建築事業であるもの。

(3) 調査対象

ア 事業所調査

主たる事業が上記（2）アに掲げる産業に属する10人以上の常用労働者を雇用する民・公営事業所（林業については、民営事業所のみ）のうちから一定の方法により抽出した約30,300事業所とした。なお、管理・事務部門のみをもって構成する事業所及び鉱業、採石業、砂利採取業のうち鉱山保安法の適用を受ける鉱山は除いた。

イ 総合工事業調査

上記（2）イに掲げる工事の種類に属し、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が1億9,000万円以上の工事現場のうちから一定の方法により抽出した延べ約4,600工事現場とした。

4 調査の時期

(1) 事業所調査

平成20年1月から同年12月までの状況について、平成21年1月1日から1月20日に調査を実施した。

(2) 総合工事業調査

上半期 平成20年1月から同年6月までの状況について、平成20年7月1日から7月20日に調査を実施した。

下半期 平成20年7月から同年12月までの状況について、平成21年1月1日から1月20日に調査を実施した。

5 調査事項

(1) 事業所調査

- (ア) 事業所の名称及び所在地
- (イ) 主な生産品の名称又は事業の内容
- (ウ) 企業全体の全常用労働者数
- (エ) 調査期末日の事業所の全労働者数及び常用労働者数
- (オ) 調査期間中の全労働者の延べ実労働時間数
- (カ) 労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数

- (キ) 不休災害被災労働者数
- (2) 総合工事業調査
 - (ア) 工事現場の名称
 - (イ) 主な工事の内容
 - (ウ) 工事の請負金額
 - (エ) 調査期間中の工事日数
 - (オ) 調査期間中の工事現場の全労働者の延べ実労働日数及び延べ実労働時間数
 - (カ) 工事日数又は延べ実労働日数の変化の要因（下半期のみ）
 - (キ) 労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数
 - (ク) 不休災害被災労働者数

6 調査の方法

(1) 事業所調査

この調査は、厚生労働省大臣官房統計情報部が直接、調査票を調査対象事業所へ郵送し、調査対象事業所において記入した後、厚生労働省大臣官房統計情報部に返送し実施した。

(2) 総合工事業調査

この調査は、厚生労働省大臣官房統計情報部が直接、調査票を調査対象工事現場を統括管理する事業所へ郵送し、調査対象工事現場を統括管理する事業所において記入した後、厚生労働省大臣官房統計情報部に返送し実施した。

7 調査機関

厚生労働省大臣官房統計情報部—報告者

8 有効回答率

(1) 事業所調査

73.6%

(2) 総合工事業調査

89.7%

用語の説明

- ◎ 「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷、業務上の疾病及び死亡をいう。ただし業務上の疾病であっても、遅発性のもの（疾病の発生が、事故、災害などの突発的なものによるものでなく、緩慢に進行して発生した疾病をいう。例えば、じん肺、鉛中毒症、振動障害などがある。）、食中毒及び伝染病は除く。

なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

- ◎ 労働災害の状況は次の労働災害率（度数率及び強度率）並びに労働損失日数で表す。

- ・「度数率」とは、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。ただし、本概況における度数率は、休業1日以上及び身体の一部又は機能を失う労働災害による死傷者数により算出したものに限定している。

$$\text{算出方法} \quad \frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000$$

(注) 同一人が2回以上被災した場合には、死傷者数はその被災回数として算出している。

- ・「強度率」とは、1,000延べ実労働時間当たりの労働損失日数で、災害の重さの程度を表す。

$$\text{算出方法} \quad \frac{\text{延べ労働損失日数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000$$

- ・「延べ労働損失日数」とは、労働災害による死傷者の延べ労働損失日数をいう。

労働損失日数は次の基準により算出する。

死亡…………… 7,500日

永久全労働不能…… 別表の身体障害等級1～3級の日数（7,500日）

永久一部労働不能…… 別表の身体障害等級4～14級の日数（級に応じて50～5,500日）

一時労働不能…… 曆日の休業日数に300/366を乗じた日数

死亡…………… 労働災害のため死亡したもの（即死のほか負傷が原因で死亡したものを含む。）をいう。
永久全労働不能…… 労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表の第1級～第3級に該当する障害を残すものをいう。
永久一部労働不能… 身体障害等級表の第4級～第14級に該当する障害を残すもので、身体の一部を完全にそ
う失したもの、又は身体の一部の機能が永久に不能となったものをいう。
一時労働不能…… 災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働できないが、ある期間を経過
すると治ゆし、身体障害等級表の第1級～第14級に該当する障害を残さないものをいう。

別表

身体障害等級別労働損失日数表

身体障害等級(級)	1～3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
労働損失日数(日)	7,500	5,500	4,000	3,000	2,200	1,500	1,000	600	400	200	100	50

- ・「不休災害度数率」とは、100万延べ実労働時間当たりの不休災害による傷病者数で、不休災害発生の頻度を表す。

なお、不休災害とは、業務遂行中に業務に起因して受けた負傷又は疾病によって、医療機関等（事業所内の診療所等を含む。）で医師の手当てを受けたもので、被災日の翌日以降1日も休業しなかったもの（休業が1日未満のものを含む。）をいう。

利用上の注意

- 1) 本概況は、事業所調査のうち常用労働者100人以上の事業所及び総合工事業調査について年間分の調査結果を取りまとめたものである。
- 2) 産業分類は、原則として日本標準産業分類による。
ただし、総合工事業調査については、労働者災害補償保険の保険関係が成立している工事現場における労働災害の発生状況であり、工事現場に付与されている労災保険率適用事業細目番号に応じて、小分類又は細分類に分類している。
また、事業所調査については、日本標準産業分類とは異なる独自の産業分類番号及び表記による場合は、各統計表の注に記載した。
- 3) 統計表の符号の用法は次のとおりである。
 - 「0」 労働災害による死傷者数がないもの。
 - 「0.00」 小数点以下第3位において四捨五入しても小数点第2位に満たないもの。
 - 「-」 該当事業所がないもの。
 - 「x」 調査客体数が少ないとため掲載しないもの。
- 4) 林業の甲調査は、平成15年まで国・公営のみを調査対象としていた。
- 5) 平成20年調査から平成19年11月改定の日本標準産業分類に基づき表章しているが、時系列比較のため、一部統計表においては参考に、旧産業分類として平成14年3月改訂の日本標準産業分類により表章している。また、平成20年調査から医療、福祉を新たに調査対象産業に追加したが、時系列比較のため、必要に応じ、医療、福祉を除く調査産業計（総合工事業を除く。）の数値を掲載した。
- 6) 平成20年調査から国営の事業所は調査対象外とした。
- 7) 平成20年調査から鉱山保安法の適用を受ける鉱山は調査対象外とした。

結果の概要

1 事業所調査

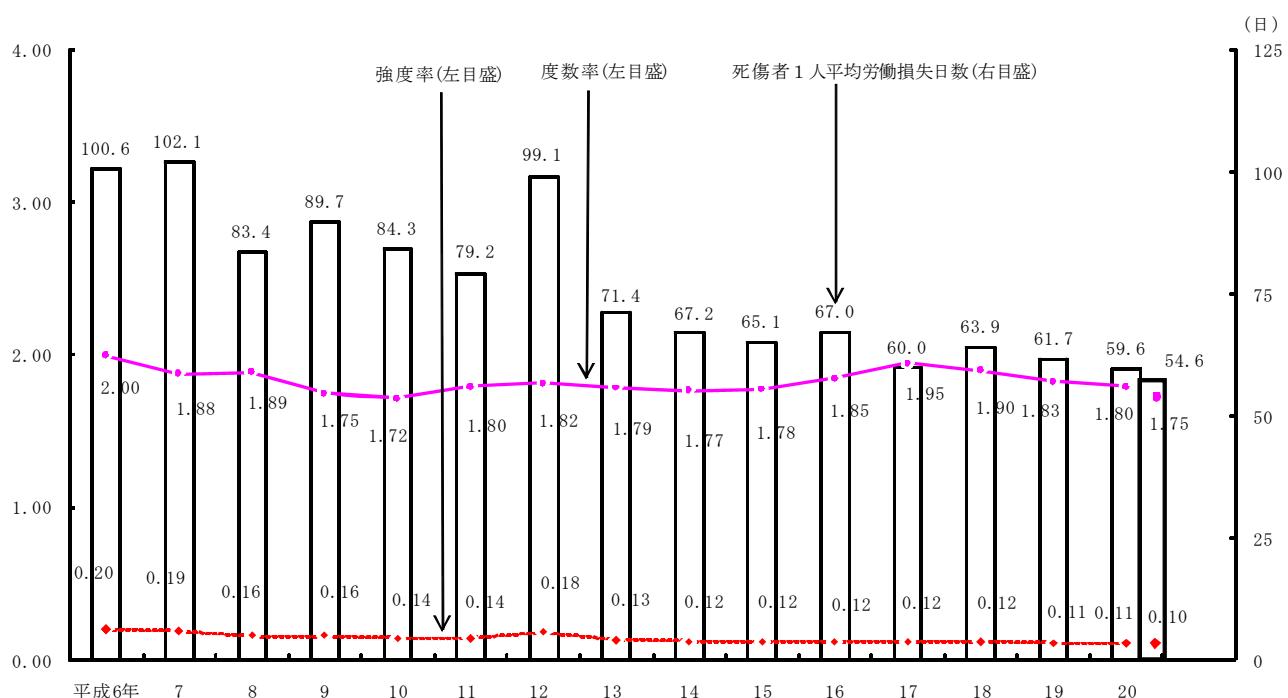
(1) 調査産業計（総合工事業を除く。以下同じ。）における労働災害の状況

平成20年の労働災害の状況を調査産業計でみると、度数率は1.75、強度率は0.10となり、死傷者1人平均労働損失日数は54.6日となっている。また、不休災害度数率は3.44、無災害事業所の割合は58.9%となっている。（第1-1図、第1-2図、第1-1表）

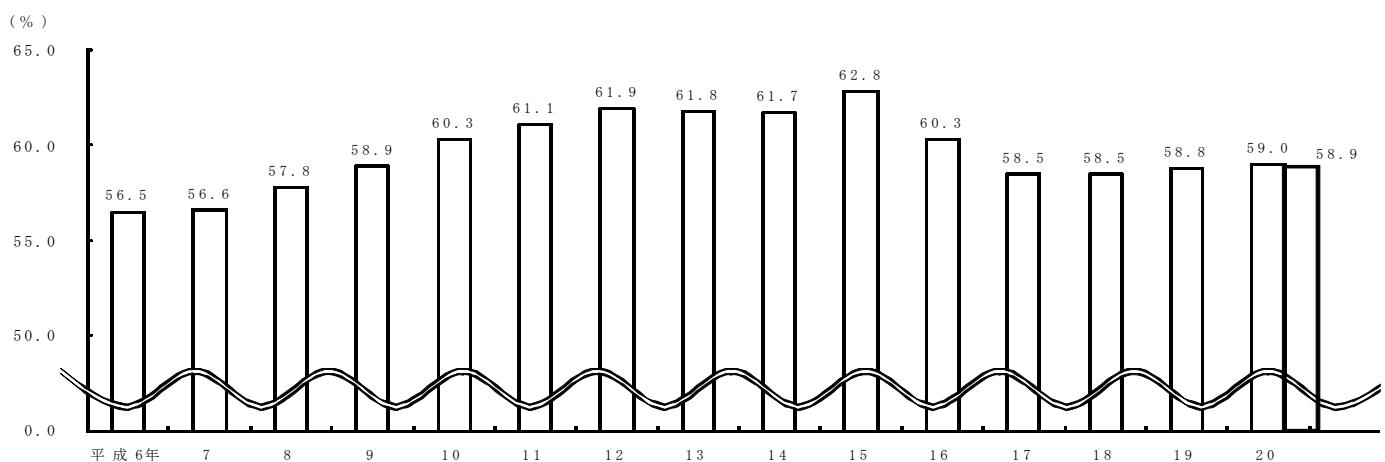
医療、福祉を除く調査産業計（総合工事業を除く。以下同じ。）で、前年と比べると、度数率は1.80（前年1.83）、強度率は0.11（同0.11）となり、死傷者1人平均労働損失日数は59.6日（同61.7日）となっている。

前年と比べ、度数率は低下し、死傷者1人平均労働損失日数も減少している。また、不休災害度数率は2.85（同3.07）、無災害事業所の割合は59.0%（同58.8%）となっている。（第1-1図、第1-2図、第1-2表）

第1-1図 労働災害率及び死傷者1人平均労働損失日数の推移
〔調査産業計（総合工事業を除く。）〕



第1-2図 無災害事業所の割合の推移
〔調査産業計（総合工事業を除く。）〕



注：1) 第1-1図、第1-2図の平成20年の棒グラフ及び実線、点線のグラフのうち、左の棒グラフ及び実線、点線のグラフは医療、福祉を除く調査産業計（総合工事業を除く。）、右の棒グラフ及び実線、点線のグラフは医療、福祉を含めた調査産業計（総合工事業を除く。）。

(2) 産業別労働災害の状況

ア 度数率

度数率をみると、運輸業、郵便業の3.66が最も高く、次いでサービス業（他に分類されないもの。一部の業種に限る。）の3.13、生活関連サービス業、娯楽業（一部の業種に限る。以下同じ。）の2.79の順となっている（第2図、第1-1表）。

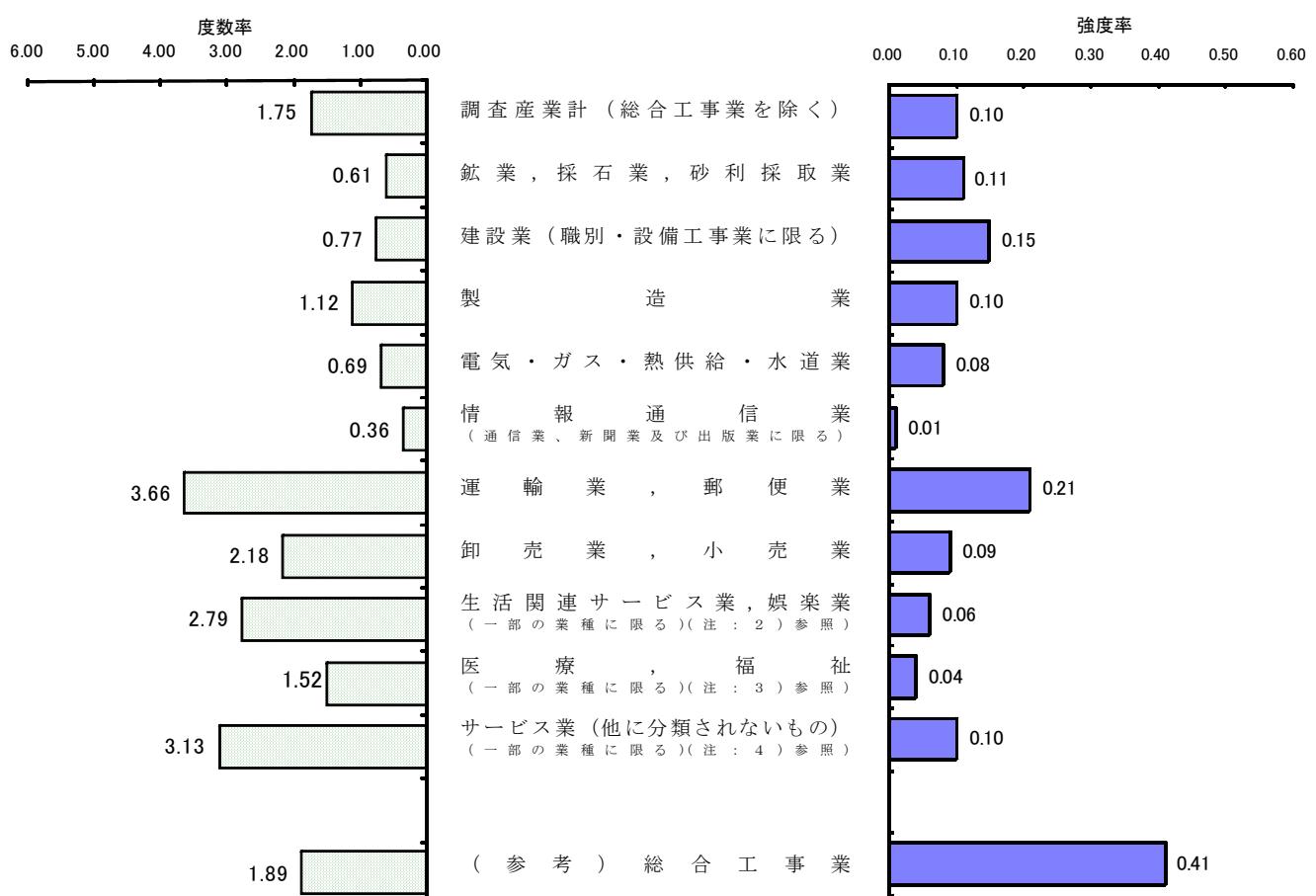
イ 強度率

強度率をみると、運輸業、郵便業の0.21が最も高く、次いで建設業（職別・設備工事業に限る。以下同じ。）の0.15、鉱業、採石業、砂利採取業の0.11の順となっている（第2図、第1-1表）。

ウ 死傷者1人平均労働損失日数

死傷者1人平均労働損失日数をみると、建設業の201.5日が最も多く、一方、最も少いのは、生活関連サービス業、娯楽業の22.6日となっている（第1-1表）。

第2図 産業別労働災害率



- 注：1) 産業大分類の表章については、主要産業のみとしている。農業、林業（林業に限る。）は第1-1表に、宿泊業、飲食サービス業（旅館、ホテルに限る。）は統計表の表1に表章している。
- 2) 生活関連サービス業、娯楽業は、洗濯業、旅行業及びゴルフ場に限る。
- 3) 医療、福祉は、病院、一般診療所、保健所、健康相談施設、児童福祉事業、老人福祉・介護事業及び障害者福祉事業に限る。
- 4) サービス業（他に分類されないもの）は、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る。

第1-1表 産業別労働災害率及び死傷者1人平均労働損失日数

産業 (平成19年11月改定日本標準産業分類による)		平成20年
度数率	調査産業計(総合工事業を除く)	1.75
	農業、林業(林業に限る)	-
	鉱業、採石業、砂利採取業	0.61
	建設業(職別・設備工事業に限る)	0.77
	製造業	1.12
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.69
	情報通信業	0.36
	(通信業、新聞業及び出版業に限る)	
	運輸業、郵便業	3.66
	卸売業、小売業	2.18
	生活関連サービス業、娯楽業	2.79
	(一部の業種に限る)	
	医療、福祉	1.52
	(一部の業種に限る)	
	サービス業(他に分類されないもの)	3.13
	(一部の業種に限る)	
総合工事業		1.89
強度率	調査産業計(総合工事業を除く)	0.10
	農業、林業(林業に限る)	-
	鉱業、採石業、砂利採取業	0.11
	建設業(職別・設備工事業に限る)	0.15
	製造業	0.10
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.08
	情報通信業	0.01
	(通信業、新聞業及び出版業に限る)	
	運輸業、郵便業	0.21
	卸売業、小売業	0.09
	生活関連サービス業、娯楽業	0.06
	(一部の業種に限る)	
	医療、福祉	0.04
	(一部の業種に限る)	
	サービス業(他に分類されないもの)	0.10
	(一部の業種に限る)	
総合工事業		0.41
死傷者一人平均労働損失日数	調査産業計(総合工事業を除く)	54.6
	農業、林業(林業に限る)	-
	鉱業、採石業、砂利採取業	174.6
	建設業(職別・設備工事業に限る)	201.5
	製造業	85.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	114.1
	情報通信業	26.1
	(通信業、新聞業及び出版業に限る)	
	運輸業、郵便業	56.7
	卸売業、小売業	42.8
	生活関連サービス業、娯楽業	22.6
	(一部の業種に限る)	
	医療、福祉	26.3
	(一部の業種に限る)	
	サービス業(他に分類されないもの)	32.0
	(一部の業種に限る)	
(日) 総合工事業		217.5
不休災害度数率	調査産業計(総合工事業を除く)	3.44

注:1) 産業大分類の表章については、第2図の注を参照。

2) 生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)については、第2図の注を参照。

